

魚沼市内の学校団体等受入事業における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第9版)
2022.4.8 改訂

魚沼市内の学校団体等受入事業における新型コロナウイルス対応ガイドライン (第8版)	チェックリスト
<p>1 本ガイドラインについて</p> <p>本ガイドラインは、魚沼市の団体受入事業を実施するにあたり、一般社団法人日本旅館協会「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」を参考に、新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの当面の対策をとりまとめたものである。</p> <p>また、本ガイドラインは、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、各宿泊施設においては、施設の規模や業態等を勘案し、各施設の実情に合わせた対策を講じることとする。</p> <p>なお、本ガイドラインは、専門家の知見、宿泊客の要望、事業者側の受入環境等を踏まえて、必要な見直しを行っていく。</p>	
<h2 style="background-color: #cccccc; padding: 5px;">学校側にお願いすること</h2>	
<p>2 学校側にお願いすること</p> <p>①体験活動中を含め、感染対策を念頭に入れた基本行動について事前指導を実施する</p> <p>②同居の家族を含め、出発前の健康観察、検温等による体調確認を徹底し、発熱、体調不良者の参加はとりやめるよう指導する。</p> <p>③感染者と濃厚接触がある場合は、保健所等の指示により 14 日間の健康観察と自宅待機となる可能性が高いため、参加を見送るよう指導する。</p> <p>④既往症、食物アレルギーの状況とあわせ、新型コロナによる重症化リスクの可能性も踏まえ、参加判断の可否を検討するよう指導する。</p> <p>⑤体調確認、及び参加可否判断については、学校側の責任で行う。</p> <p>⑥事前に配布するしおり等に施設案内や行程などを記載するとともに、事前説明を丁寧に行い、現地での口頭説明の際の感染リスクを減らす。</p> <p>⑦手をふくタオル、ハンカチは個人持ちとし、参加者間で共用させないよう事前に指導する</p> <p>⑧社会的な感染状況の変化により、行程を中止する判断もあることを事前に周知する。</p> <p>⑨体験活動を実施するにあたり、感染リスクをゼロにすることはできないことを、保護者含めご理解のうえ、参加の判断を指導する ※保護者に対し、同意書を提出いただくことを推奨する。</p> <p>⑩体験活動終了後、参加者は 2 週間の健康観察を行い、発症者発生時は速やかに魚沼市地域づくり振興公社に連絡する。</p> <p>⑪参加者名簿を作成し、連絡体制を構築するとともに、発症者発生時には速やかに共有する。</p>	<p><input type="checkbox"/>健康カード等による体調管理を行っているか (倦怠感、発熱、せき、のどの痛み、息苦しさ、頭痛、下痢、吐き気、味覚異常、嗅覚異常等の有無及び発症者との濃厚接触歴、海外渡航歴等)</p> <p><input type="checkbox"/>しおり等に施設案内や行程等を記載しているか</p> <p><input type="checkbox"/>ハンカチ等の持ち物について事前に指導しているか</p>

宿泊施設に関すること

3 宿泊施設の具体的な感染防止対策

(1) 留意すべき基本原則

- ①従業員と参加者同士の接触をできるだけ避け、対人距離を確保(できるだけ2mを目安に)する。
- ②感染防止のため一般宿泊客の整理を行い、チェックイン・アウト時等に密にならないように対応。
- ③ロビー、大浴場、食事処・レストラン等、多くの参加者が同時に利用する場所での感染防止。
- ④他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ⑤手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄及び消毒する又は使い捨てにするなど特段の対応を図る。
- ⑥人と人が対面する場所は、距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止する。
- ⑦入口及び施設内の手指の消毒設備の設置。
- ⑧マスクの着用(従業員及び参加者に対する周知)。
- ⑨施設及び客室の換気と空調機を外気導入に設定。
- ⑩施設内の定期的な消毒。
- ⑪参加者への定期的な手洗い・消毒の要請。
- ⑫従業員の毎日の体温測定、健康チェック。
- ⑬ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ⑭自社バスでの送迎の場合は、密集しないよう人数を制限して運行する。
- ⑮感染防止の啓発のため、幅広い年代にわかりやすいよう工夫した館内掲示を行う。

- 感染防止のための対人距離について従業員に指導しているか
- 密を避けるため、一般宿泊客のチェックイン・アウト時間の整理を行っているか
- フロントデスクにアクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置しているか
- 施設内に手指の消毒設備を設置しているか
- マスクの着用について、従業員及び宿泊者・入館者に対する周知を行っているか
- 空調機を外気導入に設定しているか
- 定期的に施設全体の換気を行っているか
- 毎日従業員の体温測定、健康チェックを行っているか
- ユニフォームや衣服をこまめに洗濯しているか
- 感染防止の啓発のため、館内掲示を行っているか
- 予備のマスクを用意しているか

4 宿泊施設のエリアごとの留意点

(1) フロント等

- ①新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかける。参加者から申し出があった場合は、引率教諭及び担当コーディネーター等と連携し、その後の対応について協議する。施設側から直接、保健所(帰国者・接触者相談センター)に連絡することは避ける。
- ②入館の際に手指の消毒を依頼する。
- ③マスクを持っていない参加者には予備のマスクを配布する。
- ④代表者がまとめてチェックインを行い、参加者はなるべく一つの場所に固まらず、分散して待機を行うよう要請。

魚沼市内の学校団体等受入事業における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第9版)

2022.4.8改訂

<p>⑤部屋割り表をあらかじめ配布し、部屋ごとに入館するなど混雑を避ける。</p> <p>⑥参加者については、密をさけるため、基本的にはエレベーターを利用しないよう指導する。</p> <p>(2)大浴場</p> <p>①入場人数の制限</p> <p>②団体受入と一般の観光客は利用時間等をなるべく利用時間をわける等して、密を避ける。</p> <p>③部屋ごとに入浴時間を設定する等の対応を行う。</p> <p>④浴室、浴槽内における会話を控えることを要請</p> <p>(3)トイレ(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)</p> <p>①トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。</p> <p>②ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。</p> <p>(4)食事関係</p> <p>①参加人数、滞在時間の制限、席の間隔に留意</p> <p>②従業員のマスク着用</p> <p>③参加者に食事開始までマスク着用を要請</p> <p>④横並び着席の推奨、テーブルの間隔を広げる(座席レイアウトの変更)</p> <p>⑤コップの共有は避けるよう事前に徹底する。</p> <p>⑥従業員と宿泊客の接触を極力減らす。</p> <p>⑦ご飯などのおかわりについては、従業員による盛り付けに替えるか、参加者に盛り付けを行わせる場合は、使い終わったしゃもじ等は回収・消毒して共用しないようにする等を徹底</p> <p>⑧下膳と同時に料理提供をしない。</p> <p>(5)退館時</p> <p>①返却後のキーの消毒</p> <p>②マスクを着用し、使用後のリネン類は、回収後に人が触れないように密閉保管</p> <p>③使用した室内スリッパ等はすべて消毒済みのものと交換</p> <p>④ゴミはビニール袋で密閉して処理</p> <p>⑤市販されている界面活性剤含有の洗剤や漂白剤を用いて清掃する。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。</p> <p>(6)その他</p> <p>①基本的にはバス会社が運行するバスにより送迎を行うが、やむを得ず他の車で送迎を行う場合は、送迎車の運転席と後部座席の間にはビニールシート等で仕切りを設置</p> <p>②弁当の受け渡しは、密を避けるため入口の外で配布し、部屋割りごとに受け取るなど、混雑を避ける</p>	<p><input type="checkbox"/>部屋割り表を用意しているか</p> <p><input type="checkbox"/>大浴場の入場人数の制限を行っているか</p> <p><input type="checkbox"/>ハンドドライヤーの使用を止めているか</p> <p><input type="checkbox"/>食事の参加人数の調整をしているか</p> <p><input type="checkbox"/>食事席の間隔などを調整しているか</p> <p><input type="checkbox"/>食器等の衛生管理を徹底しているか</p> <p><input type="checkbox"/>使用後のリネン類について適切に処理しているか</p> <p><input type="checkbox"/>客室清掃時に部屋の備品・設備を消毒しているか</p> <p><input type="checkbox"/>送迎車の運転席と後部座席の間にはビニールシート等で仕切りを設置しているか</p>
---	--

体験プログラムに関すること

5 体験プログラム等の実施時の留意点

- ①学校団体受入等の担当コーディネーターについては、体調管理を徹底するとともに、予備として消毒キット、マスク、体温計、白手袋等を携行
- ②体験プログラムの定員数を検討し、できるだけ小グループに分けることを工夫。
- ③指導員は飛沫感染予防のマスク、またはマウスガードを着用し、かつ可能な限り、社会的距離（2m、最低 1m）を保ったまま説明を行う。
- ④指導員は口頭で説明する部分を出来る限りツールや動画、映像を用いて行う。
- ⑤指導員は体験開始から出発まで指導に支障のない限り、体験者には接触をしないように努める。
- ⑥濃厚接触者を速やかに特定するため、担当した指導者等への連絡体制を明確にしておく。
- ⑦感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い、調理実習等については、代替の活動を検討する。

- 担当コーディネーターは体調管理を徹底しているか
- 消毒キット、マスク、体温計、白手袋等を携行しているか
- 指導員のマスクの着用について徹底しているか
- 口頭説明の代替の指導用ツールを検討しているか
- 指導者等への連絡体制を明確にしているか
- 調理実習の代替の活動を検討しているか。

感染疑いの方に関すること

6 感染疑いの方への対応

- ①「魚沼市の団体受入における緊急時の判断と対応フローチャート」に従い、宿泊施設から保健所の「帰国者・接触者相談センター」への直接連絡は行わないものとし、引率教諭及び担当コーディネーター等と連携し、その後の対応について協議する。
- ②中止判断基準を事前に決定しておく。特に、下記に該当した場合、事業の実施の可否について協議する。

	事 由	キャンセル対象
①	国が緊急事態宣言を発出し魚沼市もしくは出発地がその対象となった場合	全校
②	新潟県または出発地の都道府県が独自の基準により都道府県をまたいだ移動自粛等の方針を示す場合	全校
③	新型コロナウイルス感染症により当該学年の一部が臨時休業している場合	対象校のみ
④	その他、感染状況の拡大等により個別の判断が必要な場合	場合による

- 事前に中止判断基準を決定しているか

- 一般観光客の宿泊者名簿を2週間程度保管しているか

- | | |
|--|--|
| <p>③当日の一般宿泊者名簿等を確認し、保健所への提出に備える。</p> <p>④他の宿泊客への情報提供は、保健所の指示に従う。</p> <p>⑤各種連絡先：</p> <ul style="list-style-type: none">・ 魚沼市観光協会 025-792-7300・ 魚沼市観光課 025-792-9754・ 魚沼市（代表） 025-792-1000・ 魚沼市立小出病院 025-792-2111・ 魚沼基幹病院 025-777-3200・ 魚沼市消防本部 025-793-0119・ 小出警察署 025-793-0110・ 魚沼保健所 025-792-8612（平日）・ 新潟県新型コロナ受診・相談センター 025-256-8275（土日祝、夜間） | |
|--|--|